

令和5年10月26日

第48回

「文の京」安全・安心まちづくり協議会会議録

文京区総務部危機管理課

「開 会」 (14:00)

○**菅井危機管理課長** それでは、定刻になりましたので、第48回「文の京」安全・安心まちづくり協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の事務局を務めております、危機管理課長の菅井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この協議会は、文京区安全・安心まちづくり条例に基づきまして、文京区における犯罪、事故などを防止し、安全で安心なまちづくりを推進するために設置されたものとなっています。

初めに、あらかじめ送付いたしました資料の確認をさせていただきます。資料といたしましては、第48回「文の京」安全・安心まちづくり協議会の次第、資料第1号が「安全・安心まちづくり推進地区の指定について」、資料第2-1号が「23区刑法犯区内発生件数推移（全刑法犯）」、資料第2-2号が「文京区内刑法犯認知件数の推移」、資料第3号が「令和4年中の文京区内災害状況」、資料第4号が「文京区内交通事故発生状況」、資料第5号が「協議会委員からの協議事項の提案について」となります。これに加えて、本日、席上配付資料がございまして、1点目が資料「安全と安心」、2点目が資料「令和5年版東京の消防白書から」、3点目が「東京消防庁救急相談センターのマグネットシート」、4点目が資料第5号「協議会委員からの協議事項の提案について」の追加資料となる「防犯カメラの重複例」となりますが、不足している資料はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、本協議会での発言方法についてですが、初めに挙手をしていただき、マイクの下ボタンを押していただきますと赤いランプが点灯しますので、点灯後、ご発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、再度マイクのボタンを押して、マイクの赤いランプを消していただきますようお願いいたします。

なお、ご発言につきましては、前回と同様に、記録を行いまして、会議録としてまとめさせていただきますので、ご承知おきください。

また、会場内では、携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

それでは、河合会長、協議会の進行をよろしくお願いいたします。

○**河合会長** 本日は、皆様には、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の会長を務めております、河合でございます。よろしくお願いいたします。

前回の協議会では、皆様から活発に発言をいただきましたので、今回も是非、活発に発言いただきたいと思っております。前回発言いただかなかった方もいらっしゃると思いますが、できる限り多くの方に発言いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、私が提出いたしました「安全と安心」という資料を席上配付しております。小出先生が会長を務められていたときから、既にご存じかと思いますが、安全・安心まちづくり協議会でありながら、安全とは何か、安心とは何か、是非、今一度確認をしていただきたいと思います。基本的なことですが、資料に記載しています。これにつきましては、後ほど、説明させていただきます。

本日の協議会につきましては、1時間30分から2時間程度で進めていければと考えておりまして、遅くとも午後4時を目途に終了したいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、本日の出席者について、事務局から報告をお願いいたします。

**○菅井危機管理課長** 本日は、山田委員、大橋委員、北原委員、佐藤委員、石川委員、一針委員から、ご欠席のご連絡をいただいております。田村委員、佐野委員は、途中参加となる旨のご連絡をいただいております。

また、本日は、報告事項「区内の交通事故発生状況について」、文京区土木部管理課の福澤課長が出席予定となっておりますが、公務により途中参加となりますので、よろしくをお願いいたします。

報告は以上です。

**○河合会長** それでは、早速ですが、議事に入ります。

本日の議事は、報告事項が4件、その他が1件となっておりますが、次第に沿って、事務局から説明をお願いいたします。

**○菅井危機管理課長** それでは、事務局から説明させていただきます。

初めに、次第(1)報告事項のア「安全・安心まちづくり推進地区の指定について」報告いたしますので、資料第1号をご覧ください。本件につきましては、前回の協議会にてご審議いただきましたが、「音羽五丁目町会地区」を安全・安心まちづくり推進地区に指定することに関し、その結果を報告するものです。

なお、音羽五丁目町会地区とありますが、こちらは旧町名となりまして、実際の地区の範囲は、資料に記載のとおり、音羽一丁目の13番、15番、19番、20番となります。推進地区指定の経過につきましては、令和5年5月23日に推進地区指定の申請を受け、令和5年7月21日に開催した前回の安全・安心まちづくり協議会にてご承認をいただいた上で、令和5年8月17日から9月15日まで、パブリックコメント手続を行いました。寄せられた意見はございませんでした。以上を踏まえ、令和5年9月29日に、令和8年9月28日までを期間として、推進地区の指定を行っております。

以上になります。

**○河合会長** ありがとうございます。前回、町会名が誤っているのではないかと、という話がありましたが、これについては、その町の伝統のような形で、旧町名が町会名となっており、特に誤

りではないという説明が事務局からありました。

そのほか、事務局からの説明について、ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次の報告をお願いいたします。

**○菅井危機管理課長** それでは、2点目の報告をさせていただきます。

次第(1)報告事項のイ「区内の犯罪発生件数について」、警察署の方からご説明いただく前に、席上配付資料の「安全と安心」に基づき、河合会長からご説明をいただきたいと思えます。

**○河合会長** 私は、警察庁の生活安全局に在籍しておりましたし、内閣官房で犯罪対策を担当しておりましたが、その間、平成14年（2002年）に、刑法犯認知件数が全国で285万件という、途轍もない件数になったことがありました。

それ以降、防犯ボランティアの活動を活発にさせていただいたり、各省庁連携による犯罪対策を進めることによって、刑法犯認知件数が毎年減少していくよう取り組むこととしました。これは、刑法犯認知件数が285万件という状況が続く限り、犯人を検挙しても、次から次へと犯罪が増え、犯罪が処理し切れなくなってしまうため、刑法犯認知件数を減少させる方法として、防犯ボランティアの活動、各省庁・都道府県・区市町村が連携した犯罪対策など、警察だけに限らない活動や対策を進めていったものです。

その結果、刑法犯認知件数は減少していきませんが、285万件が200万件や150万件になっても、内閣府の世論調査では、不安感がなかなか低くなりませんでした。現在は、数十万件となっておりますが、身の回りで犯罪が発生すれば、不安感が高まってしまうため、対策をどのように取ればよいのか、議論を続けてきました。

その議論の中身を言えば、まず、「安全」というのは物理的な危険のない状態であり、刑法犯認知件数などを数値で表すことができるため、「指数治安」と呼んでいます。それに対して、平成7年に国松警察庁長官が狙撃された際に大騒ぎになりましたが、「安全」は「指数治安」で表し、「安心」や「不安感」は体感温度に類似する言葉で「体感治安」と呼び、この両方を向上していく必要があります。ただし、刑法犯認知件数が減少しても、不安から安心の回復に至らず、なかなか体感治安が改善されないことから、「安全と安心の乖離」ということが言われました。ストーカー、DV、児童虐待等の犯罪統計に現れない被害の増加、特殊詐欺、サイバー犯罪等の増加、犯罪の報道など、様々な影響があり、私が東京都青少年・治安対策本部長を務めた際は、「安全と安心を個別に考えるのではなく、一体的に捉えて、各種の施策を推進する」「このことによって、刑法犯認知件数も減少させていく」ということで取組を進め、現在、刑法犯認知件数は全国で数十万件まで減少してきているという状況です。

そのような状況の中で、安全と安心が乖離する状態への対応として、犯罪対策閣僚会議や東京都安全安心まちづくり条例については、安全・安心の一体的な促進のため、安全と安心の間の中黒を取っています。それで何が変わるのかと思われるかもしれませんが、中黒を取ることで

て、象徴的な議論を行うことができます。その頃、東京都で有識者会議を開催した際、荒川区の西川区長から「少々のことで何か変わるわけではないかもしれないが、中黒を取るだけでも、象徴的な話として、安全安心の一体感を出すために中黒を取っていると大きな声で言えばよいのではないか」と言われ、条例の名称を変更したりしています。その結果として、安全と安心が乖離する状態は、少しずつ変わってきたのではないかと思います。そのことを最初に話しておきたいと思い、時間をいただきました。

それでは、警察署、消防署、土木部の各担当の方から、それぞれ、現在の状況について、説明をいただければと思います。

**○菅井危機管理課長** ありがとうございます。

この協議会では、区内の警察署と消防署からも、委員に就任いただいておりますので、まず、区内の犯罪発生件数につきまして、警視庁駒込警察署の生活安全課長である、二本柳委員から、ご報告をお願いいたします。

**○二本柳委員** 警視庁駒込警察署の生活安全課長、二本柳と申します。

現在、警視庁では、指定重点犯罪に力点を置いて、検挙を進めております。この指定重点犯罪とは、特殊詐欺、強盗、性犯罪、侵入窃盗、自動車盗、子どもに対する犯罪をいい、これらの取締りを強化しているような状況です。

警視庁管内の刑法犯の推移につきましては、令和5年は9月末現在で64,661件、令和4年は78,475件で、令和3年と比較して3,187件増加しています。そのような状況の中で、令和5年9月末現在の文京区内における刑法犯認知件数は、約750件となっています。令和4年は約800件でしたので、あと残り3か月、何としてでも抑えていきたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行した影響もあり、増加傾向にあるのは間違いありません。

増加傾向にある刑法犯といたしましては、一番多いのが自転車盗です。警視庁管内の自転車盗は、令和5年は9月末現在が19,468件で、前年同期比4,263件の増となっています。具体的には、宴会後に交通機関がなくなり、自転車の窃盗を行ってしまうような案件が最近増加しており、この自転車盗に関しましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、宴会が増加してきていることが原因ではないかと考えております。そのほか、2番目に増加している万引きは前年同期比555件の増となる8,006件、3番目に増加している器物損壊は前年同期比302件の増となる5,788件、4番目に増加している暴行は前年同期比213件の増となる9,236件となっています。器物損壊と暴行についても、飲酒絡みの案件が多く、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響によると思われます。万引きについては、警視庁が認知していない件数も多いため、この倍は発生している可能性があります。

続きまして、最重点の課題となっている特殊詐欺ですが、令和5年9月末現在、警視庁管内で

2,062件が発生し、被害額は約57億7,000万円となっております。令和4年は、3,218件が発生し、被害額は67億円であったため、昨年の状況に近づきつつあり、危機を感じています。内訳といたしましては、件数が多い順から、オレオレ詐欺は全体の28.4%となる586件、預貯金詐欺は23.7%となる489件となっております。この預貯金詐欺というのは、親族、警察官、銀行員などを騙り、「あなたの口座が不正に使われています。キャッシュカードが使用できませんので交換に行きます」と自宅を訪れて、キャッシュカードやクレジットカードを交換して、騙し取るという手口になります。3番目に多い還付金詐欺は、全体の17.8%となる368件となっております。このほか、最近の傾向として、サポート詐欺という特殊詐欺が頻発しています。令和5年9月末現在、サポート詐欺が140件発生し、被害金額は約1億1,000万円となるなど、最近急増しております。サポート詐欺というのは、「あなたのパソコンがウイルスに感染しています」「ウイルスを駆除するためには、コンビニエンスストアで電子マネーを購入して、番号を教えてください」などというメールが送信され、そのメッセージに従ってしまい、電子マネーを騙し取られてしまうというものです。これに対して、警察では、携帯電話やパソコンのメールに記載された知らない番号には電話をかけないよう、広報啓発を実施したり、コンビニエンスストアで電子マネーを購入する方に詐欺防止のチラシを配布するなど、現在、重点的にサポート詐欺対策を行っているところです。このサポート詐欺は、オレオレ詐欺や還付金詐欺と異なり、年齢に関係なく、被害に遭う可能性がありますので、注意いただきたいと思います。

以上となります。

○河合会長 ありがとうございます。

ただ今の報告につきまして、ご質問はいかがでしょうか。特にならなければ、私からお伺いいたします。最後に説明いただいたサポート詐欺について、マスコミ等からは、あまり話が聞こえてこないのですが、これは最近の事例なのでしょうか。

○二本柳委員 令和4年は少なかったのですが、令和5年から増加してきているため、最近の傾向と言えます。

○河合会長 それから、新型コロナウイルス感染症の影響で、自宅にすることが多くなり、パソコンやスマートフォンを見る機会が増えているということなののでしょうか。

○二本柳委員 おっしゃるとおりです。

○河合会長 はい、どうぞ。

○田中委員 ご説明いただきありがとうございます。委員の田中と申します。

文京区は、平成15年以降、刑法犯認知件数が23区の中で最も少ないという状況が続いていますが、これは文京区に繁華街が少ないということも理由の一つなのではないかと思います。それ以外に、文京区の特徴がありましたら、参考までに教えていただけないでしょうか。

○二本柳委員 おっしゃるとおり、文京区は繁華街が少ないのですが、万引きや自転車盗が増加

してきている現状があります。特に、自転車盗については、駐輪場よりも、マンションの敷地内やコンビニエンスストアで、施錠せずに駐輪しているところを被害に遭ってしまうことが多いため、是非注意していただきたいと思います。

また、文京区内では確かに犯罪は少ないのですが、隣接する台東区で貴金属強盗が発生したり、豊島区には繁華街の池袋があるなど、予断は許さない状況であると考えています。

○中嶋委員 よろしいでしょうか。

○河合会長 はい、どうぞ。

○中嶋委員 委員の中嶋と申します。

私は、民生委員を務めておりますので、先ほどのサポート詐欺に関して、広く活動の中で広報していきたいのですが、実際にパソコンがロックされてしまい、動かなくなってしまった場合、絶対にお金を渡さないということは勿論ですが、動かなくなったパソコンをどのように対処すればよいか、方法があれば教えていただけないでしょうか。

○二本柳委員 パソコンが動かなくなってしまった場合、まず、警察にご連絡ください。それが、本当にサポート詐欺であるのかどうか、そこから判断していきます。可能であれば、リカバリーの上で再起動することになりますが、初期化しなければならない場合もありますので、警察にご一報ください。

○中嶋委員 ありがとうございます。

○河合会長 はい、どうぞ。

○板橋委員 委員の板橋と申します。

1点お伺いいたします。先ほどのご説明の中で、サポート詐欺は、年齢に関係がなく被害に遭っているということでしたが、例えば、10代の被害が一番多いであるとか、40代の被害が一番多いであるとか、詐欺の被害に遭いやすい年代というのはあるのでしょうか。それとも、どの年代でも偏りなく被害を受けているのか、お伺いできればと思います。

○佐野委員 大塚警察署の佐野と申します。

年代で言えば、若い年代ほど、被害に遭いにくい傾向にあります。ただし、自宅等でインターネット閲覧中にポップアップ画面でウイルスに感染したというメッセージが表示されるため、高齢者に限らず、誰でも被害に遭ってしまう可能性があります。そのため、そのような画面が表示された場合、間違いなく詐欺であると思っただき、表示された電話番号には、絶対に電話を掛けないでください。その後、110番通報や警察署に通報をお願いいたします。

先般、大塚警察署管内で、電子マネーを購入し、サポート詐欺の被害に遭いそうな方がいるという110番通報がコンビニエンスストアからあり、警察官がその場所に臨場したのですが、それでもまだ、本人は詐欺であると気付かなかったということがありました。重大なコンピューターウイルスに感染してしまったため、警察官が来てくれたと思われたようですが、まだ、サポート

詐欺は、それほど認知されていないようです。警視庁が名前を決めたのですが、ウイルス感染詐欺と考えていただければ、防止・抑止しやすいのではないかと思います。

○河合会長 西委員、どうぞ。

○西委員 委員の西と申します。

私は、文京区シルバー人材センターの理事を務めているのですが、文京区の指示により、高齢者向けに、スマートフォンを利用した詐欺を防止する講習会を開催しており、ホームページにも掲載しておりますので、是非ご参加いただければと思います。現在、このように、文京区は、一生懸命活動しているため、参考にご案内させていただきました。

○河合会長 はい、どうぞ。

○武智委員 武智と申します。

警視庁では、「デジポリス」などの防犯アプリがあると思いますが、そのようなアプリの使用状況や登録者数が分かれば、教えていただけないでしょうか。

○二本柳委員 「デジポリス」の登録状況は把握しておらず、申し訳ありませんが、「メールけいしちょう」の登録者数は、現在、全体で約31万人という状況です。ただし、この「メールけいしちょう」は、受信地域を警察署単位で登録することができるため、居住地だけでなく勤務地などで登録している場合もあり、内訳は明確に把握しておりません。

各警察署では、管轄区域内にいわゆるアポ電が入電していることを確認した場合、還付金詐欺の注意喚起などについて、すぐにメール配信を行いますので、是非、登録いただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○河合会長 都民1,200万のうち31万人が登録済みで、今後、更に登録者数を増やしていきたいということでしょうか。

○二本柳委員 おっしゃるとおりです。

○河合会長 はい、どうぞ。

○脇野委員 脇野と申します。

先ほどの説明には出てきませんでしたが、薬物犯罪について、お伺いします。私は、現在、大学生なのですが、若者を中心に、大麻などのニュースが増えていると感じています。SNSなどで葉っぱの絵文字と文京区のキーワードで検索すると、大麻の取引ができるという内容が散見され、実際に区内で大麻などの取引が行われているのか、検挙件数が増えているのかなどを教えていただけないでしょうか。

○二本柳委員 申し訳ありませんが、薬物犯罪の統計資料を持ち合わせていないため、後日お知らせできればと思います。

○河合会長 私が警察OBとして言うのも何ですが、大麻の問題は、「単なるマリファナではないか、アメリカで吸ったことがある」と言う人もいます。しかし、薬物として、非常に危険なもの



のであることに、変わりはありません。

一方で、アメリカの犯罪学会に出席した際、様々な国の発表者から、大麻を犯罪として取り上げることは問題であり、非犯罪化しているという話を聞きましたが、「大麻は薬物として問題がないということに変わるのでしょうか」と質問すると、「大麻まで犯罪にすれば、犯罪件数が増加してしまう」「大麻を非犯罪化しなければ、犯罪件数が減少しない」「日本のように何でも犯罪件数が減少するのは極めて奇跡的だ」と言われたことがあります。当然ながら、日本では、大麻の危険性について、警察も厚生労働省も都道府県も十分な指導を行っており、大麻が安全ということはありません。今後も、大麻は犯罪であることを徹底していくことが必要ですが、決して、大麻が体によいということはありませんので、皆様も十分ご理解いただき、周りの方に、お話しいただければと思います。

何か追加の説明がありましたら、お願いいたします。

○二本柳委員 おっしゃるとおりですので、特に追加はありません。

○河合会長 そのほか、いかがでしょうか。よろしければ、次の報告をお願いいたします。

○菅井危機管理課長 それでは、3点目の報告をさせていただきます。

次第(1)報告事項のウ「区内の災害状況について」、本郷消防署警防課長の黒島委員からご説明をお願いいたします。

○黒島委員 それでは、資料第3号「令和4年中の文京区内災害状況」をご覧ください。

初めに、1番の災害件数等ですが、文京区内には小石川消防署と本郷消防署の二つがあるため、まとめて説明いたします。

令和4年の区内災害状況については、火災件数が95件で対前年比プラス32件、焼損床面積は49㎡で対前年比マイナス131㎡と大幅減、火災による死者はゼロで対前年比マイナス1名となっています。次の救急件数は、13,547件で対前年比プラス2,604件となっておりますが、昨年、東京消防庁管内の救急件数は過去最高の記録を塗り替え、今年も同様の状況が続き、現在も記録を塗り替えています。次のその他は、救助活動が342件で対前年比マイナス14件、危険物やガスの流出、漏えい等の事故に対する被害の拡大防止や二次災害を防止する活動である危険排除は78件で対前年比マイナス2件、火災と紛らわしい煙の視認、自動火災報知設備等が作動した旨の連絡があった場合の現場を確認する緊急確認が208件で対前年比プラス35件、救急現場において消防隊と救急隊が連携して救急・救護活動などを行うP A連携が2,207件で対前年比プラス411件と年々増加傾向にあります。

続きまして、2番の主な出火原因については、コンセントとプラグの隙間にほこりが溜まり、ほこりが空気中の湿気を吸収することで漏電・発火するトラッキング現象や照明器具の老朽化による電気火災が最も多い37件で対前年比プラス10件、2位は疑いも含めた放火が14件で対前年比プラス5件、家庭やラーメン店で調理時に鍋を乗せたガスコンロに火を付けたまま外出して火災

が発生したガステーブル等が14件で対前年比プラス4件となっています。

続きまして、3番の救急活動の状況については、グラフ中の縦棒は出場件数、上下が激しい横線は新型コロナウイルス感染症の取扱件数、変化が少ない横線は病院滞在時間の平均となっています。このグラフは、令和4年の状況を記載していますが、7月と8月は暑い時期であるため、熱中症による救急要請、12月と1月はインフルエンザの流行、降雪や路面凍結による転倒による救急要請が増加し、出場件数も増加しています。新型コロナウイルス感染症の取扱件数は、最も感染が拡大した7月と8月に、大幅に増加しています。本郷消防署の救急隊は、本郷消防署と根津の出張所にあり、朝に交代後、翌朝まで24時間乗務していますが、その間、一度も戻って来ないこともありました。そのような場合、食事は病院で取り、ガソリンの補給は搬送先の病院から近い消防署で行うなど、長時間にわたって出場したままという状況の時期もありました。

また、資料右下に参考として記載している、令和5年の火災件数については、9月30日現在の速報値ですが、区内の火災件数は51件で対前年比マイナス13件、焼損床面積は135㎡で対前年比プラス129㎡となっています。焼損床面積は大きく増加していますが、これは、本郷消防署管内で大きく燃えた火災があったため、昨年よりも増加しています。死者は2名で対前年比プラス2名となっており、こちらも、本郷消防署管内で、高齢者2名が亡くなられた火災が発生したことによるものです。

続きまして、本日席上配付いたしました資料「令和5年版東京の消防白書から」をご覧ください。人口の度合いなどが異なるため、多摩地区は除きますが、1番に記載している令和4年に23区の中で火災件数の多い区は、1位の港区が199件、2位が新宿区、3位が世田谷区、4位が大田区と続き、文京区は下から3番目の21位で95件となっており、22位は北区、23位の荒川区は53件という状況になっています。次に、2番に記載している都内の主な火災原因については、都内と文京区を比較してみたところ、犯罪との関連もあるかと思いますが、都内では放火・たばこ・ガステーブル、文京区では電気火災・放火・ガステーブルが上位となっており、文京区の特徴が現れていると言えます。次に、3番に記載している救急件数の多い区については、1位は足立区で50,000件、2位は世田谷区で49,000件、3位は大田区で43,500件となっています。逆に最も少ない区は、人口が少ないということもあり、千代田区で12,600件です。文京区は2番に少ない22位で13,800件となっていますが、人口は5番目に少ないため、文京区の地域性が見て取れます。次に、4番に記載している救急件数の多かった日については、過去に最も多かったのが、平成30年7月23日の月曜日で、この日は非常に暑く、気温が39℃まで上がり、救急件数は3,382件でした。2番目に多かったのは、皆様も記憶にあるかと思いますが、今年の7月は非常に暑く、7月1日金曜日が気温37℃の3,200件、3番目は7月2日土曜日で気温35℃の3,188件です。この救急要請は、5番に記載しているとおり、多い月は暑い7月と寒い12月、多い曜日は休み明けで動き出す月曜日と休み前の金曜日となっています。次に、6番に記載している救急要請の多い時間帯

については、皆様が活動される10時台が多くなっています。この資料から読み取ることができるのは、皆様のご尽力もあり、文京区は火災件数も救急件数も少なく、火災の原因に占める放火の割合も少ない地域で、町会のご協力もいただきながら、このような結果になっています。消防署といたしましては、今後も、町会や関係機関と連携しながら、活動していきたいと思っています。

最後に、席上配付いたしましたマグネットシートにつきましては、テレビなどの報道でご覧になった方もいるかと思いますが、今年の7月から10月にかけて、119番に電話が繋がりにくい状況が続きました。これは、暑い時期であること、また、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行し、病院の受入体制が整っていなかったことにより、救急要請が非常に増えことによるものです。民生委員の方もいらっしゃると思いますが、皆様をお願いをしたいことは、救急要請をする際は、電話を切らずに呼出しを続ければ、必ず繋がりますということを高齢者に伝えていただければと思います。また、腹痛や発熱の症状で、救急要請を行うか、病院に行くか、迷うようであれば、東京消防庁救急相談センター「#7119」に電話を掛けていただくことにより、看護師や救急救命士、場合によっては医師から、「それは病院に行ってください」「診察を行っている病院を紹介しますので、自力で受診してください」というような案内を受けることができます。このマグネットシートは、自宅の冷蔵庫などに貼り付けていただき、腹痛で救急要請を迷った際などに、ご利用ください。中には、近所迷惑になるため、救急車を呼びたくないという方もいらっしゃると思いますが、激しい頭痛、けいれんの発生、激しい動悸があるような場合は、迷わず119番に電話を掛け、救急要請をしてください。

以上となります。

○河合会長 ありがとうございます。

ご質問はいかがでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

○澤田委員 1点お伺いします。荒川区が、昔から火災件数が少ないというのは、少し意外だったのですが。

○黒島委員 私も調べていて、意外だと感じました。

○澤田委員 木造住宅密集地域が多い印象はありますが。

○黒島委員 これについては、もう少し統計を分析したいと思います。

また、文京区と人口数が近い区は、荒川区と台東区なのですが、台東区の場合、火災件数も救急件数も文京区より多くなっています。先ほど、犯罪件数の話がありましたが、そのようなことも関係があるのかもしれませんが、荒川区に関しては、これから分析したいと思います。

○澤田委員 これはイメージなのですが、木造住宅密集地域よりは、繁華街などの方が、件数が多いのでしょうか。

○黒島委員 私も幾つかの消防署に勤務していますが、火災件数が多いのは、新宿区、世田区、多摩地区では八王子市など、人口や繁華街が多い地域になります。そのほか、足立区も火災が多

く、どちらかと言えば、犯罪の多い地域は、比例して火災も多い傾向にあります。

○河合会長 私も1点お伺いしたいのですが、火災の原因を見ると、都内では2位にたばこが入っていますが、文京区では3位以内に入っていません。これは、文京区内は喫煙者が少ないということなののでしょうか。あるいは、注意をして喫煙しているということなののでしょうか。

○黒島委員 文京区では、たばこは上位に入っていませんが、ガステーブルの下に位置していません。電気関係が多いのは、明確には言えませんが、文京区には大学が多く、施設や実験器具が古くなっていることも考えられるため、そのような傾向にあるのではないかと思います。

○河合会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○三森委員 よろしいのでしょうか。火災件数が前年比で32件増え、約1.5倍になっていますが、この原因は何でしょうか。

○黒島委員 増加要因としては、連続放火は少なく、電気火災が若干増加していますが、確たる要因は見えていないため、分析を行いたいと思います。

○三森委員 焼損床面積が大きく減少しているのは、小さな規模の火災が増加したということでしょうか。

○黒島委員 おっしゃるとおり、小規模火災が多かったことによります。

○三森委員 分かりました。ありがとうございます。

○河合会長 そのほか、いかがでしょうか。

私が感じたことは、消防や救急は、人口の比率ではなく、地域の特色があるということです。警察では、刑法犯認知件数は人口の比率と関連していると考えており、全国の刑法犯認知件数が285万件であったときに、警視庁管内では二十数万件であったため、全人口1億2,000万人に対して1,200万人の東京都は、刑法犯認知件数も10分の1になると言っていました。それに対して、消防・救急の世界は、人口よりも、地域の特色が出ており、非常に興味深かったです。

○黒島委員 救急件数では、例えば、千代田区は、人口からすれば多い気がしますが、オフィスが多く、昼間の滞在者も多いため、昼間の要請や駅での要請が多くなっています。

文京区には、大きな病院が多くありますが、13,800件のうち、他区から重傷者が搬送され、状態が回復したことにより転院するという要請も多いため、実態としては、文京区民による救急要請はこれよりも少ないはずです。

以上です。

○河合会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

犯罪の世界では、この十数年、皆様の関心も高い特殊詐欺が大きな話題となっていますが、被害額は、人口よりも経済規模に連動します。日本全体のGDP（国内総生産）のうち、東京都は約2割を占めるため、全体で数百億円の被害が発生すれば、その2割の被害が東京都で発生しているということが、研究で分かっています。特殊詐欺は経済規模と連動し、刑法犯認知件数は人

口と連動しますが、消防や救急は地域の特色であると、興味深く聞かせていただきました。

そのようなことも含めて、皆様で広報や啓蒙活動をしていただければと思いますし、また、特殊詐欺に関しては、警察に遠慮なく相談してください。警察は敷居が高いと感じるかもしれませんが、私も警視庁の生活安全部長を務め、窓口として、捜査一課や捜査二課という世界以上に、皆様の生活に直結していくのが生活安全の世界であると思っていますので、是非ご相談ください。

また、サイバー関係について、以前、警察はよく理解していないと言われたこともありますが、警視庁にサイバー犯罪対策課が創設され、生活安全という面でも、徐々に、コンピューター関係の話が増加してきています。警察の生活安全課は非常に多忙であり、相談は家電量販店などにすればよいという意見もありますが、それ以上に、区民や都民の安全が一番大事であるため、是非、相談をしていただければと思います。

それでは、次の報告をお願いいたします。

**○菅井危機管理課長** それでは、4点目の報告をさせていただきます。

次第(1)報告事項のエ「区内の交通事故発生状況について」、本日参加していただいております福澤土木部管理課長から、報告をお願いいたします。

**○福澤管理課長** 土木部管理課長の福澤と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料第4号「文京区内交通事故発生状況」をご覧ください。まず、1番の交通事故発生件数及び死傷者数の推移ですが、資料中の表とグラフは、平成24年から令和4年までの10年間について、交通事故発生件数等の数字を記載したものとなっています。令和4年は、事故発生件数が450件、死傷者数が484名となっており、10年前となる平成24年の事故発生件数743件と死傷者数853名から、それぞれ大きく減少しています。ここ数年は、微増微減を繰り返していますが、全体的には減少傾向で推移しているところです。このうち、自転車事故の発生件数に関しては、交通事故発生件数の半数以上を占め、この割合は増加傾向にあります。これは、交通事故発生件数の減少数に比べ、自転車事故の発生件数は減少していない状況ということになります。

次に、2番の令和5年上半期交通事故発生件数及び死傷者数については、速報値となりますが、昨年の同時期に比べ、発生件数、死傷者数とも減少しています。先ほど、自転車事故の割合が増加していると説明いたしましたが、区では、警察や関係機関と協力して、自転車実技教室、交通安全教室などを開催し、安全意識に対する啓発やマナーの向上を図っています。今後も引き続き、自転車の利用者に対して、ルールへの遵守やマナーの周知などの啓発活動を行っていきたいと思っています。

また、自転車に関しては、道路交通法の改正が本年4月から行われ、乗車時のヘルメット着用が全年齢で努力義務化されていますが、区では、本年7月から、区内協力店でのヘルメット購入時に費用の補助を実施しています。

そのほか、自転車の関連では、電動キックボードに関する法改正があり、利用がしやすくなっ

たため、利用者が増加していると聞いています。私自身も、街中で電動キックボードの利用者が増加していると感じており、事故が発生しやすい状況にあるため、安全に利用するためのルール遵守を一層働きかけていく必要があると思っています。

以上になります。

**○河合会長** ありがとうございます。ご質問はいかがでしょうか。

よろしければ、私からお伺いしますが、この自転車用ヘルメット購入補助事業は、どの程度利用されているのでしょうか。

**○福澤管理課長** 今年の7月から補助事業を開始しておりますが、現在、約800件の申請をいただいているところです。

また、この補助事業を開始した当初は、区内の自転車販売店に、ヘルメットの在庫が十分になかったという声もありましたが、現在は、スタンダードなヘルメットを中心に取り揃えていただいていると聞いております。そのため、今後は、申請件数が増え、ヘルメットを着用する方も増えていくものと考えています。

**○河合会長** 私が東京都の青少年・治安対策本部長を務めているときは、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に、努力義務ではなく、警察官を含めて着用義務が規定されていたのですが、現在、自転車利用者がヘルメットを着用しているのは、法律に規定された影響が大きいいため、これを何とか促進できればと思います。

**○福澤管理課長** 特に罰則はありませんが、法律上、安全に自転車に乗るため、ヘルメットの着用が努力義務とされたことは、非常に大きいことであると思います。

区としては、区民の皆様が安全に自転車に乗っていただくために、このような制度を活用していただき、よりヘルメットの着用率が上がるように努めてまいります。

**○河合会長** ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

**○武智委員** 委員の武智です。

交通事故の半数以上が自転車事故という報告をいただきましたが、どのような事故が多いのでしょうか。

**○福澤管理課長** 具体的な件数は今手元にありませんが、自動車と自転車の事故、自転車と歩行者の事故が、多数を占めています。

**○河合会長** はい、どうぞ。

**○田中委員** 委員の田中です。

関連して伺いたいのですが、自転車の事故は、当事者に未成年や学生が含まれることも多いと思いますが、その割合などが分かれば、教えていただけないでしょうか。

**○福澤管理課長** 申し訳ありません。年齢などの具体的な数字は持ち合わせていないのですが、交通事故に遭う確率は、一般的に、高齢者や小学生が高くなっています。そのため、区の交通安

全教室は、高齢者向けや小学生向けに開催しているところです。

○田中委員 ありがとうございます。

○河合会長 よろしいでしょうか。それでは、続けて、5点目の報告をお願いいたします。

○菅井危機管理課長 それでは、5点目の報告をさせていただきます。

次第(2)その他のア「協議会委員からの協議事項の提案について」ですが、令和5年9月29日付けの開催通知でお知らせいたしましたとおり、本協議会では、委員の皆様から協議事項の提案を受け、協議を行うこととしており、本日、協議事項として決定した事項は、次回以降の協議会で議論をしていただく予定です。今回は、4名の委員の皆様から、4件の協議事項をご提案いただいております、その内容は、資料第5号のとおりとなっております。

なお、採用された事項の協議に当たりましては、説明者に対し、資料提供や本協議会出席などを依頼する必要があるため、手配が整った協議事項から議題にさせていただきますので、協議事項の候補は複数挙げていただければと思います。

○河合会長 事務局から説明がありましたが、ご提案いただいた委員からも、簡単に提案の趣旨を説明いただき、その後、委員の皆様には、ご自身が協議事項として採用したい事項についてのご意見をいただきたいと思います。

それでは初めに、「歩行者の交通ルール 人は右 車は左」を提案された松田委員、提案の趣旨や理由を簡単にご説明ください。

○松田委員 委員の松田と申します。

この提案については、皆さんご承知のとおり、「人は右 車は左」が交通ルールの一丁目一番地なのですが、朝の散歩等を含めて歩行中に、右側を通行している人が少なく、左側を通行している人が多いように感じます。先ほど、自転車事故の話がありましたが、このルールを守れば、自転車のジグザグ運転が減るのではないかと思いますし、それによって、交通事故が少しでも減ればよいと考え、提案をいたしました。

以上です。

○河合会長 ありがとうございます。松田委員のご提案につきまして、ご質問はいかがでしょうか。

ご提出いただいた資料にも、難問であると記載されており、私も難問だと思います。松田委員が、実際に「人は右 車は左」というルールを徹底しなければいけないと思われたきっかけがありましたら、ご説明いただけますでしょうか。それとも、今ご説明いただいたとおりということでしょうか。

○松田委員 そのとおりです。

○河合会長 私も何とも言えないのですが、福澤課長いかがでしょうか。

○福澤管理課長 私も、歩道の左側を歩く人が多いと感じています。

道路交通法では、原則として、自転車は車道を走行し、歩道を走行する場合は歩行者優先で徐行しなければならないという規定はありますが、歩行者が歩道を通行する際に右側を通行するという規定となっていたかどうかなど、後日、警察署の交通課に確認したいと思います。

○松田委員 道路の左右にずれて歩行者がいれば、当然、自転車はジグザグ運転になるため、それが解消できれば、事故も少なくなるのではないかと思います。

○三森委員 よろしいでしょうか。

○河合会長 はい、どうぞ。

○三森委員 自転車は、車道を走行することになっているのではないのでしょうか。

○松田委員 表通りは区域が指定されて、そのように定められていますが、これは裏通りにある歩道のことです。

○三森委員 分かりました。

○河合会長 この件につきましては、福澤課長、ご確認いただければと思います。

次に、「自転車安全対策について」をご提案された、武智委員、提案の趣旨や理由をご説明ください。

○武智委員 委員の武智です。

先ほど、福澤課長から、自転車の事故発生件数が増加傾向にあるという報告を伺いました。これに対して、区や警察は交通安全教室等で努力をされていると思いますが、現在、文京区では、児童数が増加傾向にあります。そのような状況の中で、ヘルメットの着用は努力義務となっていますが、実際に目を向けますと、ヘルメットを着用している児童が少ないと感じています。

また、自転車は車道を走るということになっていますが、二人乗りの親子であったり、親の後ろを付いていく子どもがヘルメットを着用していない場面をよく見かけます。そのため、二人乗りの親子や子どものヘルメット着用について、文京区として積極的に努力する必要があるのではないかと思います。

それから、私の勘違いであれば申し訳ありませんが、自転車の二人乗りができるのは、道路交通法では幼児までとなっており、それより上の子どもは二人乗りをすることはできないのですが、実際に、小学生を後ろに乗せて走っている親をよく見かけます。そのようなことも、注意すべきであると思い、この事項を提案させていただきました。

○河合会長 ありがとうございます。ご質問はいかがでしょうか。

私も警察庁の交通局に所属していたことがあり、自転車対策というのは、非常に難しいと感じていました。その後、東京都で条例を制定し、ヘルメットの着用義務を規定したのですが、先ほど申し上げたとおり、ヘルメットの着用が実際に進むようになったのは、今回、道路交通法に努力義務が規定された影響が大きいと思います。今後どのような対策を行っていくのか、非常に難しい問題ではありますが、どのようなルールを周知していくかなど、議論をしていくことが、必



要なのではないでしょうか。

○田村委員 よろしいでしょうか。

○河合会長 はい、どうぞ。

○田村委員 区立幼稚園の園児に関しては、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょうというお知らせを配付しています。

毎朝、園長が園の門に立ち、ヘルメットを着用していない子どもがいれば、「今日はどうしたの」と声を掛けているため、幼稚園の登園時や降園時は、ヘルメットを着用しています。ただし、一度帰宅してから出掛けるときは、幼稚園だけで指導し切れない部分もあると思います。

また、小学生が遅刻しそうな場合や学校に行くのが嫌な場合など、親が自転車の後ろに子どもを乗せて送る姿を時々見かけるため、「本当は駄目なんだよ」とどこかで誰かが声を掛けなくてはいけないのですが、そこまでできていない状況があります。なかなか注意しづらいのですが、「ヘルメットを着用しないとね」とうまく言えればと思っています。

○河合会長 今のヘルメットの話、ようやく動き始めたと感じましたので、今後どのように進めていくか、相談をしていく必要があると思います。ありがとうございました。

続きまして、「防犯カメラの設置状況の総合的な検討について」を提案された、西委員から提案の趣旨や理由を簡単にご説明ください。

○西委員 委員の西です。

今、ご紹介いただいたとおり、防犯カメラの設置状況について、今後、総合的な検討が必要ではないかと思い、提案いたしました。

これまで、区民の安全や防犯カメラの設置に関しましては、委員の皆様からの様々な提言・要望が検討されてきましたが、防犯カメラの設置箇所や配置状況について、総合的に俯瞰した検討は行われてきませんでした。これは規定に従ったものであり、誤っているということではなく、この協議会は、地域活動団体から申請された、安全・安心まちづくり推進地区の指定について、意見を伺い、区が指定手続を進めていくという位置付けになっています。

それから、前回報告いただいたとおり、現在、推進地区を構成する町会は120町会で、残すところ34町会、また、防犯カメラの設置状況は52地区で492台という状況となっていますが、この防犯カメラは適正に配置されているのでしょうか。それぞれの町会で、どのように町会内で案内しているのか検討してみたところ、町会ごとに様々でした。資料第5号の4ページ目に、初音町町会と八千代町町会が作成したマップを掲載していますが、初音町町会のマップは、防犯カメラの位置を具体的に表示しています。一方で、八千代町町会には表示がありませんが、AEDの配置場所など、防災上必要なことが記載されており、大変便利なマップであると思います。しかし、治安上の観点からすれば、町会ごとに異なる取扱いとなっているのは、どうなのでしょう。

また、本日、追加配付させていただいた資料は、防犯カメラ設置場所の合理性に関するもので

す。これは、悪いという意味ではありません。この小学校は改築を行うため、この場所に防犯カメラが継続的に設置されるものではありませんが、手前二つにある小学校の防犯カメラと右奥にある町会の防犯カメラが約40mの範囲内に近接しており、非常に合理性を欠く形となっています。しかし、今後の問題として考えた場合、改築するのであれば、よいのではないかということになりかねません。このように、防犯カメラの配置が合理的に行われているかどうか、検討する場所はあるか調べてみましたが、この協議会は、安全・安心まちづくり推進地区の指定に関する審議を行う場であり、防犯カメラの配置を審議する場ではありません。

もう一点は、防犯カメラの設置は、本当に効果があるのかということです。これは、警察大学校に学論集があり、そこには警察の内部的な問題として、検討した結果が記載されています。ただし、これは公表されてはいますが、警察側に立った検討結果であるため、この場で説明するには、馴染まないかと思います。そのため、インターネットで、防犯カメラの効果に関する学術論文を探したところ、いくつか見つけることができました。この問題については、時間をいただけるようであれば、案内させていただきたいと思っています。

以上です。

**○河合会長** 防犯カメラの効果に関する問題は、なかなか難しい議論で、私も論文を書こうとしましたが、実際に書いておりません。

これだけ防犯カメラが整備され、また、防犯カメラの設置が期待されている中で、どのような効果があるのか、様々な議論を行っていく必要があります。この協議会で審議を行い、結論を出すというまでには至らないかもしれませんが、頭の体操が必要であると思います。

それでは、続きまして、「文京区の引きこもり世帯を考える」を提案された八木委員から、提案の趣旨や理由を簡単にご説明ください。

**○八木委員** 八木と申します。よろしくお願いいたします。

私は、明日、静岡県交通安全協会の女性指導員163人を対象とした「自己理解と発達障害を知る」という研修の講師として、磐田市に行く予定ですが、これは、発達障害の子どもが非常に増えていることが影響しています。実際、障害者手帳の交付は年々増えており、特に、精神疾患や発達障害など、精神保健福祉手帳の交付が非常に増えています。

そのため、現在、文京区では、どのような状況であるか、文京区のひきこもり支援センターの担当者にご足労いただき、話を伺いたいと思っています。ひきこもり当事者は、コミュニケーションを取るのが苦手であったり、外出しないことが多かったり、色々なこだわりや勘違いがあって、事件が起きるといことが増えているため、区民として、現在の状態を知っておくべきではないかと思い、提案させていただきました。

**○河合会長** ありがとうございます。このひきこもりの問題については、非常に大きな問題だと思いますが、ご意見はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○三森委員 ご提案の趣旨というか、問題意識の根底にある点を伺います。現在、客観的にひきこもりの方がいるのは、そのとおりであると思いますが、その方々は、安全・安心に関して、何かしらのリスク要因があるという前提なのでしょうか。

○八木委員 そういったことではありません。最近、色々な事件を目の当たりにする中で、その要因が、障害者手帳を所持していたり、ひきこもりであることが多いため、文京区がどのような状態となっているか知りたいと思ったところです。そぐわないようであれば、却下していただいで構いません。ひきこもりの方がどうということではなく、現在の状態を皆さんに知っていただきたく、また、私も知りたいため、ひきこもり支援センターの担当者に話を聞くことができればと思い、提案いたしました。

○三森委員 文京区がどのような状況であるのか、精神疾患や発達障害のある方がどの程度いて、どのような生活をされているのか、実態を知るということは構わないと思いますが、私の単純な疑問は、精神疾患は基本的に完治しないし、発達障害も脳の機能障害である以上は病気ではないので完治しません。このことについて、安全・安心まちづくり協議会で議論を行うということは、そのような方々は安全ではない、何かを起こしてしまうのではないかという見方になりかねず、それは少し違うのではないかと思います。

実態を知ることは必要ですし、ひきこもり支援とまではいきませんが、私も仕事柄、精神疾患がある方の後見人を務めるなど、個人的に接点があり、この協議会でそのような括り方は、少しどうなのかと感じています。反対しているわけではなく、どのようなコンセプトや考えであるのか、伺った次第です。

○八木委員 文京区では少ないと思いますし、事件性とはかけ離れているかもしれませんが、この協議会で協議するものでなければ、題材として取り上げていただかなくても構いません。一方で、発達障害がある方は増えていて、他県では、安全・安心ということで、話し合いを行ったり、問題意識を持っているため、問題提起として捉えていただければと思います。

○河合会長 はい、どうぞ。

○渡邊委員 危機管理室長の渡邊です。

八木委員の話も三森職務代理者の話もおっしゃるとおりですが、会議の議題としては、少し馴染みにくい題材ではないかと思う一方で、八木委員のお知りになりたい内容に関しましては、私が所管部署との繋ぎを行い、個別に対応させていただくという形でいかがでしょうか。

○河合会長 結構です。

○渡邊委員 それでは、そのように対応させていただきますので、後ほど、打合せをお願いいたします。

○八木委員 分かりました。

○河合会長 以上で、それぞれの提案者による説明が終了いたしました。

松田委員の歩行者の交通ルール、武智委員の自転車安全対策、西委員の防犯カメラ設置、それぞれ興味深い問題ですが、一方で、すぐに答えを出すことは難しいとも感じます。それぞれご提案いただいた委員以外の皆様、歩行者の交通ルールが大事、自転車の安全対策が大事、防犯カメラが大事など、ご意見はいかがでしょうか。

今年度は残り1回、来年度は3回、協議会を開催する予定となっているため、その中で、この3つはそれぞれ議論できると思いますが、次回の3月頃までに材料を揃えたとすれば、どれを優先するのがよいでしょうか。多数決という訳ではありませんが、どのテーマを早めに議論するかということであれば、安全・安心まちづくり推進地区の指定について、この協議会で議論しているため、関連する防犯カメラの議論をしていただくのも大事であると思います。

西委員どうぞ。

○西委員 防犯カメラの件について、次回の協議会で協議いただけるようであれば、先ほど申し上げた学術論文の表題をお知らせいたします。インターネットで閲覧することができるため、関心がありましたら、ご覧ください。

一つ目は政策研究大学院の深谷昌代様による「防犯カメラの設置による窃盗犯罪の抑止効果について」、二つ目は筑波大学准教授の雨宮護様による「繁華街に設置された街頭防犯カメラの効果検証」となります。防犯カメラの設置により、犯罪の減少効果は認められるが、検証をする必要があるという内容となっており、時間をいただければ、次回の協議会に、資料として提出いたします。

○河合会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○八木委員 先ほど、言い忘れてしまいましたが、本日、会長から「安全と安心」という資料に基づいて話をいただいた、体感治安が改善しない理由として、ストーカー、DV、児童虐待など、いわゆる犯罪統計に現れない被害の増加が挙げられています。私は、ひきこもりだけではないと思いますが、犯罪を犯したときに、他の面ではこうであったということが多いため、ひきこもりの問題を提案した次第です。一番言わなければいけないことを言い忘れていましたので、付け加えさせていただきます。

○河合会長 私が東京都の青少年・治安対策本部長を務めていたときは、このひきこもり問題も事務として所掌していましたが、治安対策としてではなく、青少年の問題として対応を行ってきました。この問題は、総合的に考える必要があり、そのときは、三十数歳までのひきこもり当事者支援に対し、東京都として、区市町村に補助金の交付を行っていました。その中で、どのようにアウトリーチを行うのかという議論を行いました。それはあくまでも、治安対策ではなく、青少年の育成という問題であったことだけは、付け加えておきます。

決して、安全・安心に関係がないということではありませんが、色々な議論を行う中で、このひきこもりの問題を安全・安心の問題として取り上げるのは、少し違うのではないかとこのこ

るもありますので、今回は、八木委員と区の担当部署を繋ぐことにより、よい形にできればと思っております。この安全・安心に関しては、不安感も含めて、全く関係がないという問題はないと言えますが、何を優先していくのかという観点から、ご理解ください。

そのような意味で、次回の協議会では、防犯カメラに関する議論を行うのはいかがでしょうか。手順については、事務局と相談をしながら、また、西委員とも連絡を取りながら進めていきたいと思っております。歩行者の交通ルールや自転車の安全対策が先ではないかと、今回は言わないでいただき、順次取り上げていくという形にしていまいますが、皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。次回の協議会では、防犯カメラについて、議論を深めたいと思っております。決して、防犯カメラの設置はこうあるべきだと、この協議会として結論を出せるものではないことをご理解いただき、一方で、防犯カメラのことをよく知ることが重要であるという観点から取り上げていくこととします。

そのほか、委員の皆様から発言がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、本日予定していた議事は、全て終了といたします。

最後に、次回の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

**○菅井危機管理課長** 今年度中に、開催を1回予定しておりますが、次回の開催日時につきましては、開催の1か月前を目途に、委員の皆様にご案内させていただきます。

**○河合会長** それでは、次回の日程は、決定次第、事務局から各委員にお知らせするというところで、これを持ちまして、閉会といたします。本日は、ありがとうございました。

「閉 会」 (15:56)